

(仮称) 第 2 期札幌市教育振興基本計画の策定に向けた
令和 4 年度検討会議 設置要綱

(令和 4 年 4 月 22 日 教育長決裁)

(目的)

第 1 条 (仮称) 第 2 期札幌市教育振興基本計画の策定に向け、有識者や市民等の意見を聴取するため、「(仮称) 第 2 期札幌市教育振興基本計画の策定に向けた令和 4 年度検討会議 (以下「検討会議」という。)」を設置する。

(組織等)

第 2 条 検討会議は、4 名以内の委員で組織する。

2 委員は、有識者など教育長が適当と認める者とし、教育長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 検討会議は、教育長が招集する。

2 検討会議は、原則として公開とする。

(謝礼)

第 5 条 委員に対して、検討会議 1 回の出席につき謝礼として 12,500 円を支給する。

(事務局)

第 6 条 検討会議の事務局は、札幌市教育委員会生涯学習部総務課 (教育政策担当) に置き、生涯学習部長を事務局長とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、生涯学習部長が決定する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。